

消 教 推 第 4 4 号
健 生 食 監 発 0 1 2 7 第 5 号
令 和 7 年 1 月 2 7 日

公益社団法人 日本食品衛生協会
代表者殿

消費者庁消費者教育推進課長
厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs 目標達成に向けて～」の周知について

「食べ残し持ち帰りに係る法的取扱いに関するガイドライン検討会」においては、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、貴団体に御参画いただき、上記検討会において皆様方に御議論いただいた結果を取りまとめ、令和6年12月25日に「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs 目標達成に向けて～」を策定し公表しました。

つきましては、別添1及び2を御確認の上、貴管下の皆様方に広く御案内いただきますようお願いいたします。

【別添1】「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs 目標達成に向けて～（概要）」

【別添2】「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs 目標達成に向けて～」

【関連ウェブページ】

[食品ロスの削減の推進に関する法律等 | 消費者庁](#)

【問い合わせ先】

○全体及び民事上の留意事項について

消費者庁 消費者教育推進課

食品ロス削減法制検討室

担当：杉田、田代

電話：03-3507-9261(直通)

メールアドレス：no-foodloss@caa.go.jp

○衛生上の留意事項について

厚生労働省健康・生活衛生局 食品監視安全課

担当：高橋、後藤